

任意事業の見直しについて

地域支援事業の中の任意事業については、総合事業などの新しい制度・財源を活用して市町村が取り組むことができる事業が拡大していることや、介護保険制度上の市町村特別給付や他の補助事業などとの差別化が必要といった指摘があり、平成 27 年度から縮小の方向で見直しが行われています。

1 本市が行う任意事業（R2年度）

事業名	当初予算額	備考
介護給付適正化事業	223 千円	
ケアプラン点検	100 千円	
介護給付費通知	123 千円	
家族介護支援事業	3,045 千円	
在宅介護リフレッシュ事業	300 千円	
家庭介護用品助成事業	2,595 千円	将来的に任意事業から除外される方向（※）
要介護者家庭介護者慰労金	150 千円	R 元年度に大幅に縮小（市の一般施策へ）
成年後見制度利用支援事業	772 千円	
配食サービス事業	8,206 千円	
認知症サポーター養成事業	69 千円	

（※）地域支援事業実施要綱（抜粋）

別記 4 任意事業

3 (2) (略)

ウ 家族介護継続支援事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした以下の事業とする。

(ア) ~ (ウ) (略)

なお、上記アからウのほか、平成26年度に、任意事業において介護用品の支給に係る事業を実施している市町村は、**第7期介護保険事業計画期間においては、次に掲げる各項目に取り組んでいることを要件に実施して差し支えない**こととする。

- ① 高齢者の個別の状態を踏まえて適切に用品を支給する取組を行っていること
- ② 地域包括支援センターの運営や任意事業における各事業の課題を把握し、その対応方針を検討していること
- ③ 各事業の課題を踏まえ、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、**任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること**

2 家庭介護用品助成事業の利用状況

	H28	H29	H30	R1
当初予算額	2,487,000 円	2,595,000 円	2,595,000 円	2,595,000 円
決算額	2,140,710 円	2,101,411 円	1,548,429 円	1,430,406 円
利用者数	68 人	59 人	46 人	40 人

3 家庭介護用品助成事業の今後の方向性について

家庭介護用品助成事業については、在宅福祉の増進を図る施策として定着していると共に、対象者を住民税非課税世帯の者とする事で低所得者の負担軽減にもつながっていることから、令和3年度以降は介護保険制度上の「保健福祉事業」として事業を継続させます。

(参考) 各事業の比較

	地域支援事業の任意事業 (現 行)	保健福祉事業	市町村特別給付
制 度 概 要	介護保険事業の運営の安定化、被保険者及び介護者等に対する地域の実情に応じた必要な支援を目的として、市町村が地域支援事業の中で実施するもの	介護者支援、介護予防、保険給付、サービス利用に係る資金の貸付など、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの。	市町村が条例に基づき、介護保険法で定められた介護給付・予防給付以外に、独自の給付を実施するもの。「横出し給付」と言われている。
財 源	国 38.5%、県 19.25%、市 19.25%、第1号保険料 23%	第1号保険料	第1号保険料
対 象 者	被保険者、 家族等の介護者	被保険者、 家族等の介護者	要支援・要介護認定者
特 徴	財源に公費が含まれているため、保険料への影響は限定的だが、上限額が設定されている。また、平成27年2月の通知により、「市町村特別給付、保健福祉事業、総合事業、市町村の一般施策で実施すべきもの等」は対象外となった。	財源は、特別給付と同じで、 保険料への影響が大きい。 特別給付が「給付」であるのに対し、保健福祉事業は「事業」である。 対象者が被保険者・介護者と、特別給付と比べて幅広い。	対象者が要支援・要介護認定者に限定される。 また、財源が1号保険料100%のため、 保険料への影響が大きい。 さらに、償還払いであるため、利用者にとって手続きが煩雑。